

白山市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金

【申請要領】

●申請受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年11月28日（金）まで

●申請方法

1. 石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金を受給した後に申請してください。

2. 申請書類の提出

「申請書類チェックリスト」にて申請書類をすべて確認のうえ、チェックリストも提出してください。

【郵送の場合】（切手代はご負担願います。）

申請書類を次の宛先まで郵送してください。

令和7年11月28日当日消印有効です。

〒924-8688

白山市倉光二丁目1番地

白山市商工課 宛

【郵送できない場合】

白山市役所3階の「商工課」窓口に出してください。

窓口開設時間【8:30～17:15】土、日、祝日除く。

●ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 白山市役所 産業部商工課

電話番号 076-274-9542

FAX 076-274-4177

Eメール syokou@city.hakusan.lg.jp

1. 支援金の目的

エネルギー価格高騰により大きな影響を受ける中小企業者等に対し、予算の範囲内で白山市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、中小企業者等の電気及びガス料金の負担を軽減することを目的とする。

2. 定義

この要領において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に該当する法人または個人であって次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。以下同じ。）又は外国企業が所有しているもの
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者又は外国企業が所有しているもの
- (3) 大企業者又は外国企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

3. 支給対象者（次のすべてを満たすこと）

- (1) 石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金（申請期間が令和7年4月7日から7月31日までのものに限る。以下「県支援金」という。）の支給を受けた者であること。
- (2) 白山市内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (3) 白山市内の事業所において、高圧電力、特別高圧電力又は工業用LPガスを利用していること。
- (4) 白山市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

4. 対象経費

県支援金の対象となった経費のうち白山市内の事業所で発生したものとする。

5. 支給金額

県支援金の額のうち、白山市内の事業所に対するものに相当する額の1/2の額とし、千円未満は切り捨てとする。

- ※1 県支援金の額に白山市以外の事業所分が含まれている場合は、県支援金の額の対象となった全ての事業所（事業所毎）で使用した対象期間内の電気・ガス使用量を示す資料を提出して下さい。
- 2 申請は1事業者につき、1回限りです。
 - 3 本支援金は、石川県の支援金と同一の口座に振り込みます。

6. 申請に必要な書類

- (1) 申請書類チェックリスト
- (2) 白山市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (3) 誓約書（様式A）
- (4) 石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金の入金が確認できる通帳等の写し
※次の①②の両方を提出してください。
 - ①振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人（フリガナ）が確認できる部分の写し
 - ②入金日、入金金額が確認できる部分の写し
- (5) 県支援金の額に白山市以外の事業所分が含まれている場合は以下の書類
県支援金の額の対象となった全ての事業所（事業所毎）で使用した対象期間内の電気・ガス使用量を示す書類（請求明細書等）
- (6) 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）

※公的機関が発行した身分証明書の写し（有効期限内のもの）

（運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード（表面のみ）等）

7. その他

- (1) 申請書類を受理後、その申請内容を審査のうえ、適正と認められるときは申請者に支給決定の通知をした後に支援金を支給します。（通知に振込日を記載します。）
ただし、不支給の場合は、支給却下の通知をします。
- (2) 申請の審査の際、不明な点や書類不備等が発生した場合は、記載された連絡先へ連絡することがありますので、ご対応をお願いします。
- (3) 「白山市中小企業等電気・ガス料金高騰特別対策支援金」は、白山市以外の市区町村が行う同様な支援金と重複して受給することはできません。
重複受給が判明した場合は、支援金の返還等を求める場合があります。
- (4) 支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消すとともに、支援金の返還を求める場合があります。
- (5) 申請は、1事業者に対して1回限りです。法人、個人事業主を問わず、複数のものが重複して同じ事業者の申請をすることはできません。

【問い合わせ先】 白山市役所 産業部商工課

電話番号 076-274-9542

FAX 076-274-4177

Eメール syokou@city.hakusan.lg.jp